

## 固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ 開催要綱（案）

### 1 目的

「新たな日常」において重要性が高まる固定ブロードバンドサービスの通信品質は、アクセス回線事業者・ISP（インターネットサービスプロバイダ）など複数の事業主体や家庭内の通信環境など様々な要因が影響することもあり、公正、中立的かつ効率的な品質測定手法が確立されていない。

これに関して、「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」（平成31年4月）において、ブロードバンドサービスの実効速度の測定の必要性や、消費者に分かりやすい情報提供の重要性について指摘されているほか、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 第Ⅰ期論点整理」（令和2年11月）において、実効速度を測定する仕組み等の検討の必要性について指摘されているところである。

このような状況に対し、本会合は、「電気通信市場検証会議 ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」の下に開催されるサブワーキンググループとして、利用者におけるサービス内容の理解の向上を図るとともに、通信事業者のネットワークへの持続的な設備投資及び競争環境を確保するため、固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関して検討することを目的とする。

### 2 名称

本会合は、「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」と称する。

### 3 検討事項

固定ブロードバンドサービスの品質測定手法に係る以下の事項

- (1) 枠組み・実施体制
- (2) 測定手法等
- (3) 利用者への情報提供の在り方

### 4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバは、別紙のとおりとする。
- (2) 主任は、本会合を招集し、主宰する。
- (3) 主任は、必要があると認めるときは、主任代理を指名することができる。主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは、主任に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (4) 本会合の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (5) 主任は、必要に応じて、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (6) 主任は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことが

できる。

(7) その他、本会合の運営に必要な事項は、主任が定めるところによる。

#### 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会合は、原則として公開とする。ただし、主任が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会合で使用した資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主任が必要と認める場合については、非公開とする。

#### 6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課がこれを行うものとする。

(別紙)

固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ  
構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

柿沼 由佳 公益社団法人全国消費生活相談員協会  
消費者教育研究所／IT研究会 研究員

上瀬 剛 NTT データ経営研究所 社会基盤事業本部 社会システム  
デザインユニット ユニット長/パートナー

実積 寿也 中央大学 総合政策学部 教授

長 健二郎 インターネットイニシアティブ 技術研究所 所長

(主任) 平野 晋 中央大学 国際情報学部 学部長・教授

【オブザーバ】

一般社団法人 IPoE 協議会

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

電気通信サービス向上推進協議会